四一〇七・一九	その他のもの	六%	B10	
	パーチメント仕上げをしたもの	一六%	B10	
	その他のもの	一二%	Pn	
四一〇七・九一	染着色し又は模様付けしたもの			
	その他のもの			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの（サイドを含む。）			
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	Pn	
	その他のもの	一六%	B10	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一二%	Pn	
四一〇七・九二	その他のもの			
	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	B10	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六%	B10	
	その他のもの	一二%	Pn	
四一〇七・九九	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一三・三%	B10	
	その他のもの	一六%	Pn	
	その他のもの	一二%	Pn	
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一一・一四項の革を除く。）	六%	B10	
四一・一三	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	B10	A
	その他のもの			
四一三・一〇	やぎのもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六%	Pn	A
	その他のもの			
四一三・二〇	豚のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B10	
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	八%	B10	
	その他のもの	六%	B10	
四一三・三〇	爬虫類のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	六%	B7	

	その他のもの	一〇%	B7	
	染着色し又は模様付けしたもの			
	わに革及びとかげ革			
	その他のもの	六%	B7	A
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	六%	B7	
	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	六%	B7	A
	その他のもの			
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー			
	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	六%	B7	X
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	六%	B7	
四一一五・一〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	六%	B7	
四一一五・二〇		三%	B10	
四一一三・九〇				

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	五・三%	B10	
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケース、その他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	一〇%	B10	
四二〇一・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B10	
	その他のもの	一〇%	B10	
四二〇一・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B10	
	その他のもの	一〇%	B10	
四二〇一・一九	その他のもの			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	八%	B10	
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四・六%	B10	
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	四・一%	B10	
	革製又はパテントレザー製のもの	一四%	B10	
	その他のもの	一六%	B10	
	革製又はパテントレザー製のもの	八%	B10	
	その他のもの	一〇%	B10	
四二〇二・一二	革製又はパテントレザー製のもの	一〇%	B10	
	その他のもの	一六%	B10	